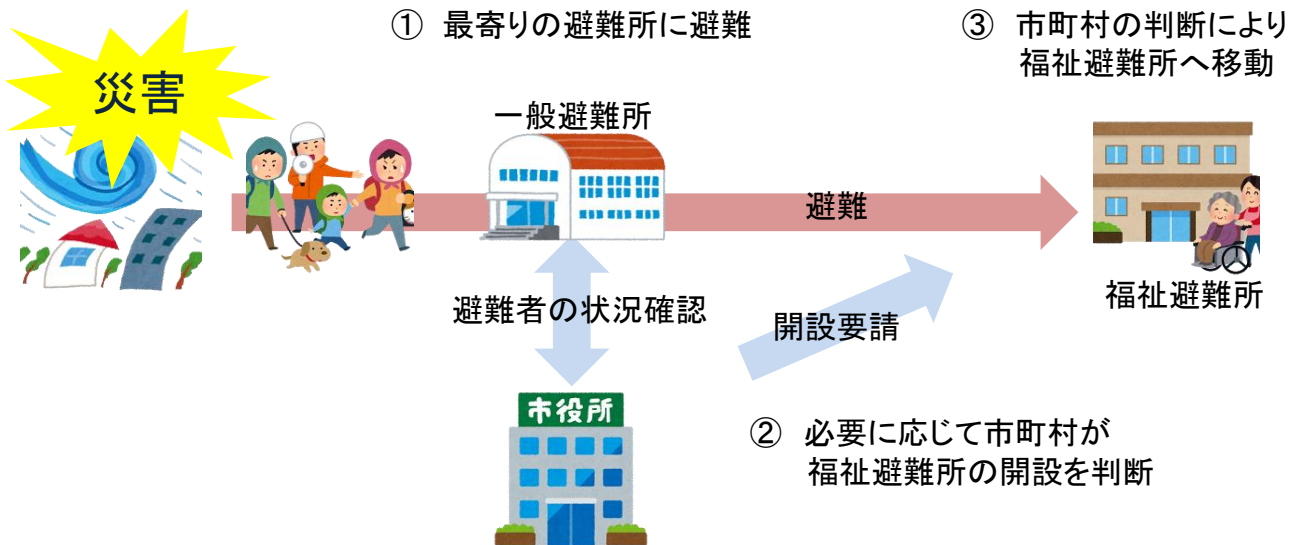


県民のみなさまに知っていただくために 福祉避難所とは

1 福祉避難所とは

- 高齢者や障がいのある方、妊産婦や赤ちゃんなど、一般の避難所での生活が難しい方が避難する避難所で、概ねバリアフリー化されており、相談や支援を行うスタッフが配置されます。(※福祉避難所での受入人数には限界があります。一般の避難所で生活が可能な方は、対象となりません。)
- 各市町村が、平常時に適切な施設を指定します。
- 災害の規模や避難者の状況などを総合的に考慮し、市町村が福祉避難所の開設を判断します。(※災害発生初日から必ず開設されるものではありません)

2 避難の流れ ※直接、福祉避難所には避難できません



3 平常時や避難時に心がけること

- 避難する際は、薬や補聴器、ほ乳瓶など直ぐに必要なものは持っていきましょう。それらについても、周囲の人に情報が伝わるよう表示しておく備えも必要です。
- 避難するために周囲の手助けを必要とする方は、事前に各市町村役場で「避難行動要支援者名簿」を作っています。ご心配な方は、役場に連絡しておきましょう。



4 避難所での助け合い

- 避難所では、お互い声をかけ合い、手助けを要する方がいる場合は、積極的に助け合しましょう。
- 手助けを必要とする方は、遠慮せずに、早めに困っていることを周囲の方やスタッフに伝えましょう。



5 知っておきましょう！ 配慮や手助けのポイント

避難所では、周囲の方々に、
「困ったときは、助け合しましょう。」と声をかけましょう。

手助けを必要とする方へ

支援をする方へ

歩くことが
不自由な方



出来るだけ出入り口やトイレに近い場所を確保しましょう。

車椅子が通れるよう、避難所の中は1メートル幅以上の通路を確保しましょう。

妊産婦
赤ちゃん



母子健康手帳を携帯し、医療機関等連絡先が分かるようにしておきましょう。

授乳コーナーを確保しましょう。
感染症予防などのため、適切な室温で布団など横になれるものが準備されている専用の部屋で過ごしてもらいましょう。

認知症、
知的障がい
精神障がい
のある方



体調が悪い、気持ちが落ち着かないときは、遠慮せず周囲の方やスタッフに伝えましょう。

環境の変化が苦手なことがあります。家族や日頃の支援者が同伴し、人の出入りの少ないスペースに確保し、気持ちを落ち着くよう配慮しましょう。

耳
の不自由な方



「聞こえない」ことを説明して、どのような方法で情報を伝えてほしいか、周囲の方に支援を求めましょう。

音声による避難・誘導が伝わりにくいため、掲示板や筆談の準備をしましょう。
声をかける時は、正面から口を大きく動かし、ゆっくりと区切って話しましょう。

眼
の不自由な方



出来るだけ出入り口やトイレに近い場所を確保しましょう。
「自分の見え方（障がい状況）」を説明して、周囲の方に支援を求めましょう。

慣れない場所で行動することが難しいため、声をかけながら誘導しましょう。

治療中の病気
がある方など

日頃の治療が続けられるよう、薬を持参しなかった方や不安がある場合は、早めにスタッフに伝えましょう。
体調がすぐれない特は、遠慮せず周囲の方やスタッフに伝えましょう。

外見からは障がい分かりにくいいため、体調が悪そうな方がいたら、積極的に声をかけましょう。